

『田布施町プレミアム付商品券発行事業』 の実施について

☎町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

10月1日から予定されている消費税・地方消費税 10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券発行事業を実施します。

9月中旬に低所得者向けプレミアム付商品券の購入対象と思われる世帯には申請書を郵送します（申請書を町に提出し、審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します）。

また、平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子どもがいる世帯には、別途9月以降に商品券の購入引換券を郵送します。（申請不要）

商品券についての詳細は、9月の広報でお知らせします。

■商品券を使用できる店舗

今後、町内の店舗を広く募集します。店舗募集については、田布施町商工会（☎ 52-2983）へお問い合わせください。

※商品券を使用できる店舗が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

※商品券の使用対象にならないものがあります。



■『特殊詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください！

- ・プレミアム付商品券を販売するために、町や国などが手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
 - ・町や国などがATM（銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
 - ・町や国などが町民の皆さんの世帯構成などの個人情報を尋ねることは絶対にありません。
- ※ご自宅や職場などへの町や国の職員をかたった電話や、郵便が届いた場合は、迷わずに柳井警察署（☎ 23-0110）または警察相談専用電話（# 9110）にご連絡ください。

特別児童扶養手当受給者の皆さんへ

☎町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

8・9月は『特別児童扶養手当所得状況届』の提出月です。詳細は、個人宛に通知します。期間内に手続きがない場合、手当の支払いが差し止められることがあります。ご注意ください。

◇提出期間 8月9日（金）～9月11日（水）

ご存じですか？特別児童扶養手当

◇特別児童扶養手当の対象者

20歳未満で身体または精神に重度・中度以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母、または養育している人（所得制限あり）

◇手当額 平成31年4月から手当額は下表のとおり

区分	月額
1級（重度障害児）	52,200円
2級（中度障害児）	34,770円